

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成28年度第2回）
開 催 日 時	平成28年9月5日（月） 午後1時30分から午後4時まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出 席 者 （評価員・50音順）	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、森評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室契約課（西田、田中、岩崎、浅野、古川）、上下水道局経営部上下水道経営室（多賀谷、北野、小篠）、給排水管理課（塚本）、上下水道局事業部上水道保全課（近藤）
案 件 名	案件1．水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般競争入札について ① 落札者決定基準（案）について ② 落札者の決定に係る意見聴取について等 案件2．その他
提 出 資 料 等	<資料> 資料1 水道検針業務、窓口・収納業務等委託仕様書 資料2 水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案） <参考資料> 1 委託業務総合評価審査委員会委員名簿 2 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン
決 定 事 項	落札者決定基準（案）について、意見聴取が行われた。 落札候補者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	財務部総合契約検査室契約課、上下水道局経営部上下水道経営室、給排水管理課、上下水道局事業部上水道保全課

審 議 内 容

《開会》

●水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般競争入札について

① 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託に係る仕様書及び水道検針業務、窓口・収納業務等委託に係る委託業務総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価点の算出について

評価員： この委託業務は、前回は総合評価方式で入札しているのか。

事務局： 平成25年においても総合評価方式で入札している。

評価員： 前回入札をした際に、改定しなければならなかった点はないか。また、受注業者が変わったときに、引継ぎ等で混乱等はなかったのか。

事務局： 現在の評価員による総合評価方式で入札するのは今回で3回目であり、その間受注業者は変わっていない。その前に水道局で1回総合評価方式入札したときに現在の受注業者が変わったが、その時はかなり大変であったと聞いている。

評価員： 今回、仕様の変更はあるのか。

事務局： 業務内容において、水道メーター不明調査業務、電話取次ぎ業務、給水装置・排水設備等に係る手数料等収納業務のうち排水設備に関する業務、臨時水道に係る水道メーター出庫・台帳作成及びデータ入力業務、水道メーター管理等業務を追加している。

評価員： 現在の委託業務において課題はないか。また、本業務に関連する別業者への委託業務があれば教えてもらいたい。

事務局： 月1回、定例会議を開催しており、課題について検討をしているが、特に大きな課題はない。関連する業務としては、検定満期切れの水道メーターの交換業務等がある。

評価員： 検定満期切れの水道メーターの交換はどうしているか。

事務局： 別発注で委託しており、受注業者も異なる。

評価員： 宿日直業務についてはどのようにしているのか。

事務局： 休日・夜間において受付業務等をしている。修繕等の業務については別業者に委託している。

評価員： 委託する業務が増えており、正職員の仕事が減っている。委託も必要だと思うが、例えば苦情処理に対して自分たちで市民に説明し、納得してもらう過程を通して人材育成がされ、スキルアップしていくものだと考える。実際、他市ではあるが、普段は受注業者が対応してくれているため、その受注業者がいない場合の正職員の対応が非常に疎かであった経験がある。「苦情処理等含め、すべて受注業者がしてくれるから」と経験の浅い職員が考えていると、人材育成が成されない。委託も必要だが、内部での意識の統一化、引き締めが必要ではないか。

事務局： 毎月の定例会議において受注業者と職員で意見交換をしている。委託により職員のスキルを低下させないようにこの意見交換を通して連携を図り、職員における業務に対する認識をしっかりと持ちたいと考えている。

評価員： 定例会議では、どのようなことを話し合っているのか。

事務局： 水道料金システムの改善や新しい取り組み方法の検討等を行っている。また、案内文の再考など業務改善についても話し合っている。

評価員： 例えば、市民から「使用量が多いので一度調べてくれ」と言われた場合、現行は受注業者が対応しているのか。

事務局： そのような事案については随時に対応している。定例会議ではその後の報告等を受けている。

□価格評価、落札者の決定方法及び技術的評価の評価項目について

評価員： 検針業務等各業務の適切な履行の評価は、業務実施体制図、人員配置計画書等にて評価するものとするが、各業務の適切な履行の評価における提出書類の業務提案書（任意様式）には、業務実施体制図、人員配置計画書等が含まれているという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

評価員： 災害、事故等の危機管理体制の評価項目の評価方法に記載のシステム障害等には、公金管理、個人情報漏洩等の事故も想定されているのか。

事務局： そのとおりである。

評価員： 公金管理、個人情報保護、コンプライアンスの研修は必要だと考えるが、評価しないのか。

事務局： 社会的価値評価の方で評価項目を設けているので、重複を避けるため技術的評価においては評価項目を設けていない。

評価員： 日・宿直業務に関する業務提案において、夜間に漏水等修繕対応の連絡が入った場合の連絡体制、対応等の特別な評価は必要だと考えるが。

事務局： 夜間に連絡があった場合、その連絡を市職員にしてもらうのみで、現場確認については別業者へ委託しているため特別な評価は必要ない。

評価員： 市職員も宿直をしているのか。

事務局： 市職員はしていない。かつては市職員も宿日直を行っていたが、その部分を委託している。

評価員： 技術力向上のための研修体制の研修内容において必須のメニューを市側で用意し、それをもって評価するのか。

事務局： 必須とする研修メニューは用意していないが、本業務を履行するにあたって必須となる研修があるので、これまでどのような研修を行ってきたのかを評価するものである。

評価員： 受注業者では考えが及ばず、市側のみで考えられる研修内容があると思う。やはり、研修の具体的な内容を聞いた上で、不足している項目等がないかをチェックして指導していくべきではないか。委託しているが、「これは市の業務である」との認識をしっかりと

持ってもらいたい。

事務局： 具体的な内容については定例会議において、「これは市の業務である」との認識をしっかりと持ちながら、双方の意思確認及び意識統一を図っていく。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員： 障害者の雇用率又は雇用者数の末尾※印において「除外率」とあるが、法改正で除外率は廃止され、一定の業務についてのみ経過措置期間において除外率が残っている状況であるが、本業務にそれが適用されるのかどうか調べる必要があるのではないか。

事務局： 確認します。

評価員： 女性の採用・職域拡大への取組みの提出書類において、就業規則、給料表等管理職に該当する役職名及び給与上等の何らかの処遇が確認できる書類は何のために提出させるのか。

事務局： 例えば「課長」と名が付いていても実際は管理職ではないかもしれない。ネーミングで判断するのではなく、手当の付き方等を見させてもらい、その企業において本当に管理職なのかどうかを判断させてもらうためである。

評価員： 手当がついていなければならないのか。どのあたりから管理職として判断するつもりか。

事務局： 残業代が支払われていない等、そのあたりで判断させてもらう。

評価員： 管理職が誰にあたるのか、またその人達にいくらぐらい支払うかは企業の自由裁量である。労働基準法での管理・監督者で判断するのではなく、企業内によるその人の位置づけをしっかりと確認し、判断していく必要があるのではないか。

事務局： 了解しました。

評価員： 評価基準ガイドラインにおいて、本業務は専門性を要する業務として社会的価値評価を40点とする基準が採用されているが、本業務はマンパワーに依存していると思われるので、社会的価値評価点はもう少し高くてもよいのではないか。

事務局： 確かにマンパワーでもあるが、検針や滞納整理等の各業務連携が必要であり、追加となったメーター管理や開閉栓の業務において指定給水工事事業者の指定も必要であることから専門性のある業務と考えている。

事務局： ガイドラインの基準について、これまで清掃業務に対して標準的な業務基準を適用し、電算システムの改修等については高度な技術や専門性を要する業務基準を適用した経緯がある。本業務は高度な技術や専門性を要する業務ではないが、専門性を要する技術が必要との観点から今回の基準とした経過がある。

評価員： 社会的価値評価点が相対的に低いために選ばれた事業者における現場では勤務条件が悪く、離職者が多くなる場合、本業務が滞るリスクがあるので、社会的価値評価点をもっと上げることを検討すべきではないか。

事務局： 専門的技術が本業務には必要不可欠なので、むしろ原課としては前回の技術的評価点100点、社会的評価点20点の基準にしたかったが、それは電算システムの改修等の高度な技術を要する業務にのみ適用するとのことであるため、今回の基準としている。

評価員： 女性の採用・職域拡大への取組みにおいて、例えば検針業務においては女性の担当者が多いが、それは個人請負であったり歩合制であったりして、不安定な雇用であるとも聞く。本業務からすぐに適用しろとは言わないが、「管理職に占める女性の割合」ではなく「女性の中に占める管理職の割合」を問えば、女性の真の雇用状況が分かる気がする。検針業務においては、雇用関係（正職員として雇って時間も拘束し、労災も下りる）を重視するのか、請負業務（好きな時間で働けるが、労災は下りない）でも構わないとするのか、どちらか。

事務局： そのことについては、受注業者と検針員との話なので、市としてはそこまで踏み込むつもりはない。市としては検針業務を適正に行ってもらえばよいと考えている。

事務局： 企業の奉仕活動への取組みにおいて「業務執行中に付随して行うボランティア活動は評価しない」としているが、その点はどのように考えられるか。前はボランティアであるとして加点対象としたが、今回は外した。なぜなら、現在、検針員が検針中に道路の異変や家の異状等を発見した場合にしかるべき箇所へ通報してもらっているが、それは業務執行中の行為であり、ボランティア活動4原則にそぐわないからである。

評価員： 評価内容において「見守り活動など」がボランティアの例として記載されているが、これは業務に付随するものではないのか。

事務局： この見守り活動は、業務執行中ではなく休日や別部隊で行う場合を想定している。業務執行中に行うものをボランティアとして評価対象とすると、委託料を使って実施するという側面や本来業務が疎かになる可能性も否めないと考えている。

評価員： 他市では独居高齢者の見守り等について評価対象としているところもあるが、現在、枚方市と受注業者ではそのような見守り活動等について協定を結んでいるのか。

事務局： 協定は結んでおらず、協力依頼に対して受注業者が応じている形である。これは受注業者が自発的に行っているものではないので、やはりボランティアの性質と異なるものであると考えている。

事務局： 組織全体として被災地等へボランティア要員を派遣するなどを想定しているので、業務執行中に偶発的に対応したものに関しては想定していない。

評価員： そのような考えであるならば、「ここで評価すべきボランティア」としては含めないとのことによいと考えます。

評価員： また、業務執行中の活動となると、それを委託料に上乗せされる可能性もある。

事務局： その可能性も考えて外すこととする。

事務局： 仕事と子育ての両立支援において、保育費補助等の助成をしていけば1点、企業内保育をしていけば1点として加点を分けたのだが、これについてはどのように考えられるか。前はそのどちらかを行っていれば2点としていたので、今回はハードルを高くしすぎていると考えられるか。

評価員： ハードルとしての意味があるかどうかだと思う。遠方から枚方市にやってきて業務を行う人が大半であるならば、企業内保育を評価する意味がないと考えるが、本業務においては近隣市から来る人が多いと考えられるので、意味があるかもしれない。

評価員： 企業内保育をしている企業はとて少ないため、ハードルは高いのではないか。

評価員： 多額のお金を注ぎ込んで企業内保育を行っても「1点」にしかならないのは問題があるのではないか。企業に高いものを求めすぎると、では枚方市はどうか、と逆に思われるのではないか。つまり、加点を分けない方がよいと考える。世間のやり方に馴染む形で、少しずつ基準を上げていくべきではないか。

事務局： では、どちらも行っていれば2点、どちらか一方だけなら1点との形ではどうか。

評価員： 育児休業等の周知・啓発活動は法によって義務化されているもので、やっけて当然だが1点とされている。お金もかかる企業内保育も1点では整合性が取れないのではないか。企業内保育の点数がもっと高くてよいと考える。

評価員： 企業内保育は枚方市内でなくても、他市や他府県でも構わないとするのか。

事務局： 企業として行っているかどうかを評価するので、企業内保育の場所が枚方市でなくてもよいと考えている。

事務局： 頂いた意見を基に本項目の評価方法については再検討する。

② 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議した。

※ 審議した結果、「評価員の意見聴取をする」と決定した。

●案件(2) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》